

事務連絡
令和8年1月15日

公益社団法人日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

平素より、医療行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化を徹底するため、内閣官房・公正取引委員会において、令和5年には、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費転嫁指針」という。）が策定されていたところです。

この度、内閣官房・公正取引委員会においては、令和8年1月1日付けで、労務費転嫁指針を改正し、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、同日に施行された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（同法の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）に改正。）を踏まえた記載内容の見直し、その他所要の修正が行われました。

つきまして、下記ウェブサイトにおいて、改正された労務費転嫁指針等を掲載しておりますので、ご確認いただくとともに、都道府県看護協会等へご周知のほど、よろしくお願いいたします。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

以上

